

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：27501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2023

課題番号：18K10245

研究課題名(和文) 看護師の裁量範囲の拡大により生じる倫理的問題と倫理教育のあり方に関する研究

研究課題名(英文) A Study of Nursing Ethics Education for Ethical Issues by Expanding Nurses' Discretion

研究代表者

小野 美喜 (Ono, Miki)

大分県立看護科学大学・看護学部・教授

研究者番号：20316194

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は特定行為を行う看護師(以下、看護師)が遭遇する倫理的問題と倫理教育の実態の双方から倫理教育を考えるため、看護師が体験した倫理的問題、研修機関の倫理教育実態調査を行った。対象看護師は臨床看護師と同様に、患者の尊厳、身体拘束や鎮静に係る行為を経験し、医師との信頼関係の構築は解決が難しいと問題と認識されていた。研修機関での教授内容は「看護師としての倫理的姿勢」「患者への説明責任」「多職種協働とコミュニケーション」があげられた(日本看護倫理学会誌16(1)掲載)。研修機関で問題解決につながる教育がある。医師との関係構築と協働の問題については、看護師による実践上の思考と行動力が課題である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は「診療の補助行為」の側面でタスクシフトされた看護師が経験する倫理的問題をとらえた。看護師は患者の治療における「自律の尊重」と「善行」の原則の倫理の狭間で行為遂行に悩み、多職種との協働場面に倫理的悩みを抱えたと考えられた。問題対応には治療の意思決定や多職種協働に生じる日常の倫理の学びが必要である。

看護の役割は社会情勢に応じて変化し、高齢化や医師の働き方改革によりタスクシフトが進むと推測する。将来的にNurse Practitioner創設の議論もある。看護専門職としての伝統的な看護倫理を基盤に、看護の役割実践をとらえた看護倫理教育検討の一資料とできる。

研究成果の概要(英文)：This study was conducted to clarify the ethical problems encountered by nurses who perform specific acts (hereafter referred to as "nurses") and the actual status of ethics education by investigating (1) ethical problems experienced by nurses and (2) the actual status of ethics education at training institutions. The results showed that (1) the target nurses, like clinical nurses, experienced acts related to patient dignity, physical restraints, and sedation, and that building trust with physicians was perceived as a problem that was difficult to solve. (2) The content of teaching at training institutions included "ethical attitude as a nurse," "accountability to patients," and "multidisciplinary collaboration and communication". There is education that leads to problem solving at training institutions. Regarding the issue of relationship building and collaboration with physicians, the ability to think and act in practice by nurses is an issue.

研究分野：看護倫理

キーワード：看護倫理 倫理的問題 看護倫理教育 看護師の裁量 診療の補助行為

1. 研究開始当初の背景

平成 26 年保健師助産師看護師法の改正により「特定行為に係る看護師の研修制度」(以下、研修)が開始された。この制度は急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的とし(厚生労働省医道審議会 2017)、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年までに 2 桁万台の特定行為に係る看護師の育成が目指されている。特定行為は実施の判断が難しく技術を要する診療の補助行為である。特定行為研修を修了した看護師(以下、看護師)は手順書により自ら判断し、医師不在時も患者の治療処置に係る。

このように診療の補助行為の裁量が拡大された場合、看護実践には一層の看護師の倫理的姿勢や倫理的問題解決能力が求められると考える。倫理的な看護実践に高めていくには、特定行為における看護実践上の倫理を探求し倫理教育への反映が必要である。そのため、診療の補助行為において裁量拡大した看護師が抱える倫理的問題はどのようなものであるかを明らかにし、特定行為研修制度に必要な看護倫理教育を提案する。

2. 研究の目的

本研究は 1) 特定行為における看護実践上で看護師が経験した倫理的問題を明らかにすること、2) 特定行為研修機関の倫理教育の内容と方法を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

研究目的 1) 2) それぞれの方法を記載する。

研究 1) 特定行為研修を修了した看護師 1181 名を対象に無記名自記式質問紙を行った。対象は、医療機関等での研修、大学院教育機関での研修と研修背景が異なる研修を受けた看護師とした。調査期間は 2021 年 1 月～4 月であり、大分県立看護科学大学研究倫理安全委員会の承認を得て実施した。調査票は対象の所属機関に郵送し回答後に返送してもらった。調査内容は 基本属性、特定行為を行う上で体験した倫理的問題、解決が難しいと感じた問題、印象に残った問題とした。体験した倫理的問題、解決が難しいと感じた問題は、Fry が作成した「ETHICS and HUMAN RIGHTS in NURSING PRACTICE」日本語版(岩本ら 2005)の倫理的問題項目を用い、研究者らの予備調査によって得られた項目を追加した 40 項目の倫理的問題の経験を質問した。回答は 4 段階のリッカート方式とした。分析は回答者の属性と経験する各倫理的問題の経験頻度を単純集計し、属性のうち、教育背景に焦点をあて大学院で教育を受けた対象者を大学院群、それ以外で教育を受けた対象者をその他の群とし群間比較を行い(マンホイットニー U 検定)教育背景による違いをみた。

研究 2) 特定行為研修機関(2020 年現在 191 機関)を対象に無記名自記式質問紙を行った。調査内容は、研修機関の属性、倫理教育の実践者、倫理の内容を含む全ての科目名、倫理教育内容 16 項目における教育の実施程度、教育の必要性、教育方法、倫理教育に関する意見や困りごと(自由記述)とした。分析は集計と記述統計を行い、自由記述は、意味ごとに切片化し意見の類似によるカテゴリー化をした。

4. 研究成果

研究 1) 特定行為における看護実践上で看護師が経験した倫理的問題

(1) 対象の概要

特定行為研修を修了した看護師から 414 通の回答があり(回収率 35%)。所属施設で特定行為を実施している 305 通を分析対象とした。対象の基本属性は、女性 212 名、男性 93 名であり、40 歳代が最も多く、看護師経験年数は 21 年以上が最も多く次いで 11～15 年が多かった。特定行為研修を修了してからの経験年数は、1～5 年が 280 名と最も多かった。特定行為研修の受講場所は医療機関 238 名(大学も含める)、大学院 52 名、その他の機関 15 名であった。倫理教育の形式は、e-ラーニングが最も多かった。

(2) 特定行為を実践する看護師の体験頻度が高い倫理的問題

対象の体験頻度が高かった倫理的問題は、「患者の権利と尊厳を尊重すること」であり、次に「患者の安全確保のために身体抑制や薬剤による鎮静をすること、或いは鎮静しないこと」、「患者に十分な看護ケアを提供できていない看護師の人員配置に関すること」であった。一方、最も体験頻度が低かった倫理的問題は、「臓器移植や組織移植が公平に行われているかについて悩むこと」であった。

対象の教育背景(大学院教育とその他)による倫理的問題の経験の違いは、「延命処置(人工呼吸、栄養や水分補給など生命維持に直結するもの)を継続すること、或いは中止すること」($p=0.030$)、「単に苦痛を増強させるような不適切な方法で死に逝く過程を引き延ばすこと」($p=0.015$)、「患者の秘密やプライバシー(例:HIVに感染している)が尊重されていないこと」

($p=0.030$)、「医療従事者や医療施設の非倫理的または違法な行為を明らかにすること」($p=0.031$)に有意な差がみられ、いずれも大学院教育群の経験頻度の得点が高かった。

(3) 解決が難しいと感じている倫理的問題

対象が、解決が難しいと感じている倫理的問題は、「医師との信頼関係の構築が難しいと感じること」、「考えとは違う治療方針(検査を含め)を医師がすすめること」、「看護の上司や同僚から受け入れてもらえないと感じること」、「患者の安全確保のために身体抑制や薬剤による鎮静をすること、或いは鎮静しないこと」、「組織から守られていないと感じること」であった。

(4) 倫理的問題と感じた具体的場面

自由回答のあった161件を質的に分析した結果、「患者家族への説明と同意が不確かなこと」、「代理意思決定による医療処置を行うこと」、「他職種と価値観があわないこと」、「医療的介入が善い事かと葛藤する」、「整備されていない体制下で実践する」、「患者中心でない医療に悩む」の6カテゴリーが抽出された。

(5) 結果から考えられること

特定行為研修を修了した看護師が経験した倫理的問題は、臨床看護師の経験頻度の高い倫理的問題と同様の結果であった。臨床看護師の倫理的問題を調査した先行研究(岩本他 2006、坂東他 2013、小川他 2014 他)でも「患者の権利と尊厳を尊重すること」、「看護師の人員配置不足」、「身体抑制や薬剤による鎮静」が上位に高い頻度で経験されている。診療の補助業務が拡大した特定行為の実施の場においても、臨床看護師と同様の倫理的問題の項目を多く経験しているという結果は、どのような看護役割であろうとも共通性のある倫理的問題が看護の実践上に生じやすいといえる。教育背景による倫理的問題の特徴については、全体的な経験頻度は高くないが、患者の延命処置や緩和の問題、プライバシー尊重の問題の経験に有意差があった。大学院で特定行為研修を受けた看護師は、特定行為研修にとどまらず診療に関する知識を学んだ診療看護師が大半と考える。診療看護師は、治療のプロセスにある患者の意思決定の場を共有することが多く、患者の権利・尊厳に係る問題に遭遇しやすい(小野他 2020)。医師と協働し治療や検査の方針を決定していく過程で、延命や緩和に係る場面と経験が多いということも推測されるが、理由の根拠に乏しく断定できない。

また、解決が難しい問題として医師との信頼関係の構築や上司同僚との関係性があげられた。新しい制度の中で、特に医師や看護師との関係性は模索している段階ともいえ、今後の関係性構築が特定行為の実践を円滑にする鍵ともいえる。対象から得られた自由記述での具体的な場面に倫理的問題解決につながる要素が含まれているか、今後の更なる分析を継続する。

研究2) 特定行為研修機関における倫理教育の実態

研究対象者442名に調査票を配布し51名から回答があった(回収率11.5%)。回収したすべてを分析対象とした。空白の回答項目は、「無回答」として分析した。

(1) 研究対象者が所属する研修機関の概要

研修機関の種類は、「病院」が最も多く、「大学院」はなかった。研修定員は3-5名が最も多く、次いで6-10名、11名以上の順であった。研修機関が研修する特定行為区分数は、 5.98 ± 5.26 (平均値 \pm 標準偏差) 最小値1、最大値21であった。

(2) 倫理教育の実施者

倫理教育の実施者は、「看護実践者」と回答した者が最も多く32名(62.7%) 次いで「医師」が21名(41.2%)、「看護教員」が9名(17.6%)であった。「倫理の研究者」と回答した者は1名(2.0%)であった。また複数の職種で倫理教育を実施しているとは回答したのは、17名(33.3%)であった。

(3) 倫理の内容を含む科目名

研究対象者のうち41名(80.4%)は、倫理の内容を含む科目が「ある」と回答した。倫理の内容を含む科目名は、『医療安全(学)』が最も多く33名、『特定行為実践』27名、『医療倫理』8名、『臨床倫理』7名、『医療管理』4名、『生命倫理』2名が回答した。『看護倫理』と回答したのは3名であった。

(4) 倫理教育内容

教育内容のうち「看護師としての倫理的姿勢」、「患者への説明責任」、「多職種協働とコミュニケーション」は、「十分教えている」、「教えている」と回答した者が47名(92.2%)で、最も多かった。一方、「研究倫理」は、「十分教えている」、「教えている」という回答したものは、18名(35.3%)で最も少なかった。

(5) 教育方法

教育方法に「eラーニング」を使用しているという回答が50%以上だった内容は、「医療資源・ケアの配分」、「守秘義務」、「患者の権利」などの7項目であった。教育方法に「事例検討」や「ディスカッション」を採用しているとの回答が50%以上であった内容は、「多職種協働とコミュニケーション」、「患者の意思決定支援」、「専門職種間の障壁と倫理的問題解決アプローチ」、「患者への説明責任」、「倫理的意決定アプローチ」であった。

(6) 倫理教育に関する困りごと

自由記述の回答から得られた教育方法に関する意見には、「eラーニングでは不十分」、「事例検討による教育が重要」、「事例検討の際の事例準備が困難」があった。倫理教育の困難さの内容には、「教育を担える人材不足」、「時間の確保が難しい」、「教育環境が整わない」などの回答が

あった。

(7)結果から考えられること

特定行為研修機関の教育内容として「看護師としての倫理的姿勢」、「患者への説明責任」、「多職種協働とコミュニケーション」が教えられている。厚生労働省の指定では、「医療安全」や「特定行為実践」科目の中で、医療倫理、特定行為実践のための関連法規、意思決定支援、多職種連携等の内容を研修に含めることとしている（厚生労働省 特定行為研修 別紙3 共通科目の内容）。指定に応じた結果といえるが、指定内容以外に「看護師としての倫理的姿勢」を教育担当者は教えている。特定行為における倫理教育の内容として看護師の姿勢は必要な内容であるという認識があるといえる。倫理教育方法は、eラーニングで行っている教育内容が多かった。特定行為研修の実施には、就労継続支援のため、ICTの活用が推奨されている。本研究の研究対象者は、80%が病院に所属していた。そのため、病院での特定行為研修においては、eラーニングを活用しながら倫理教育を行っている者が多いと考えられる。本調査では倫理教育の担当は看護実践者の次に医師が多かった。医師の手順書による特定行為実践ではあるが、医師だけによる特定行為に関する倫理教育は、看護の専門性を目指す研修の教授に繋がりにくい。臨床には、看護師としての役割や専門性が発揮される倫理的・意思決定支援が見出されており（関永 2021、綾田 2020）、医師と看護師との意見の違いややりとりで悩む経験をもつ看護師が少なくないためである（望月 2017、大沢 2018、橋 2020）。特定行為実践が患者により結果をもたらすように、行為者としての看護の専門性が発揮されるには、看護実践者の視点、あるいは医師とともに協働する形で倫理教育が推進されることが望ましいと考える。

研究1) 研究2)の成果より特定行為を実施する看護師が経験する倫理的問題と研修機関での倫理教育の実態が確認できた。研修機関の実態については病院からの回答であり、大学院等からの回答が得られなかった。そのため教育背景による倫理的問題への影響までは分析することができなかった。しかし、2つの研究より、研修機関では対象看護師の問題解決につながる教育内容が回答した多くの機関で教授されており、看護師による実践上の思考と行動力が課題と考えることができる。特に今回の調査で、解決が難しいと看護師が認識している医師との関係性構築・協働の問題は、実践上のトレーニングにより強化できる要素が強い。看護師が経験する倫理的問題を看護師自身がどのようにとらえ、実践上で対応する力を蓄えていくのか。看護師の裁量拡大に必要な看護倫理教育を考えるには、実践上で看護師が対応する力にも焦点を当てて探索していく必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 中釜 英里佳, 宿利 優子, 小野 美喜	4. 巻 16(1)
2. 論文標題 特定行為研修における倫理教育の実態	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本看護倫理学会誌	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32275/jjne.20230307c	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤智美, 小野美喜	4. 巻 5(1)
2. 論文標題 諸外国におけるNurse Practitionerと医師の協働に関する文献研究 促進要因・阻害要因に焦点をあてて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本NP学会誌	6. 最初と最後の頁 43-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野美喜	4. 巻 13
2. 論文標題 診療看護師が職務上経験する倫理的問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本看護倫理学会誌	6. 最初と最後の頁 56-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.32275/jjne.20003	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 草間朋子 小野美喜	4. 巻 Vol 4 (2)
2. 論文標題 日本NP教育大学院協議会の定める「診療看護師 (NP) に必要とされる7つの能力 (コンピテンシー)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本NP学会誌	6. 最初と最後の頁 29-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小野美喜	4. 巻 11
2. 論文標題 多職種協働時代における「看護倫理」の再考	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本看護倫理学会	6. 最初と最後の頁 1-2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小野美喜	4. 巻 2巻
2. 論文標題 診療看護師 (NP)の活動のエビデンスとナースプラクティショナー (仮称)の制度化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本NP学会誌	6. 最初と最後の頁 42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計4件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 小野美喜, 松下由美子, 吉川洋子
2. 発表標題 現法下における診療看護師 (NP) の倫理的活動を考える
3. 学会等名 日本看護倫理学会第14回年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小野美喜
2. 発表標題 ナースプラクティショナーの目指すものと育成: プライマリ領域NP
3. 学会等名 浜松医科大学FD講演 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小野美喜
2. 発表標題 日本のナース・プラクティショナー（仮称）の将来
3. 学会等名 愛知医科大学大学院看護学研究科セミナー（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 荒木将晴 小野美喜 甲斐博美 中釜英里佳 堀裕子
2. 発表標題 看護実践を拡大した看護師の道徳的苦悩 - 特定行為に係る看護師の自由記述の質的分析より -
3. 学会等名 日本看護倫理学会第17回年次大会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小西恵美子編集 小野美喜（分担）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 南江堂	5. 総ページ数 260
3. 書名 看護倫理 よい看護・よい看護師への道しるべ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関